

宮津・与謝排出油等防除協議会規約

改正 平成3年2月15日
平成8年1月17日
平成11年10月27日
平成20年1月23日
平成27年3月20日

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第43条の6第1項に規定する「排出油等の防除に関する協議会」として、宮津港及びその周辺海域において、事故等により大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）が排出された場合の防除に関し、あらかじめ必要な事項を協議するとともに、協議会の構成員たる関係者（以下「協議会会員」という。）による定期的な共同訓練を実施し、事故発生時において、それぞれの協議会会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施し、もって、排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

2 本協議会は、海防法第43条の6第1項に基づく「福井・京都・兵庫北海道排出油防除協議会」に参画する。

(協議会の名称)

第2条 本会の名称を「宮津・与謝排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準の作成
 - ① 排出油等防除マニュアルの作成
 - ② ①に基づく排出油等の防除活動に必要な防除資材等の整備の推進
 - ③ ①に基づく排出油等の防除活動の連携の推進
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- (4) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会は会長及び第1条の目的に賛同する会員を以って組織する。
会長は、宮津海上保安署長とし、会務を総括し協議会を代表する。

(会議)

第5条 会議は定例会会及び臨時会とし、会長が招集する。
会議の議長は会長がこれに当たる。

(事故の通報)

第6条 会長は、協議会による防除活動が必要となる事故が発生し、若しくは、恐れがあるときは、会員に対し速やかに事故に関する情報を通報するものとする。

(会員による防除活動)

第7条 会員による防除活動は、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、それぞれが、属する組織の長がこれを指揮し、迅速かつ的確な防除活動を実施するものとする。

(1) 油類取扱業者は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

(2) 関係行政機関は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区本部長等の要請により防除活動を実施するものとする。

(3) 海事業者は、原因者や地方公共団体等からの要請に基づき防除活動を実施するものとする。

(活動の調整)

第8条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出されるおそれがある場合には、総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や既に行われた防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速的確な防除活動を実施できるよう調整を行なう。

(経費等の求償)

第9条 会員の防除活動に要した経費の算出計上及び請求書作成の事務は、各会員が行なうものとする。

(災害補償)

第10条 会員に属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、当該被災した者の属する会員が行なうものとする。

(情報の交換)

第11条 会員は防除活動時における人員、船舶及び防除資材等を確立させるため、次の事項を必要に応じ会長に提出し、会員相互の情報交換を行なうものとする。

- (1) 船舶及び防除資材等の整備・備蓄状況並びに動員可能人員数
- (2) 情報連絡体制
- (3) その他必要事項

(教育及び訓練)

第12条 大量の油等の防除に関し、会員の知識及び技術の向上を図るため、必要な教育訓練を行なうものとする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海防法第43条の5第2項の規定に基づき、本会活動海域に係る海防法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、会員の協議により必要と認める場合は、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(協議)

第14条 この規約に疑義を生じた場合及びこの規約に定められていない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定するものとする。

(事務局)

第15条 協議会の事務局を宮津海上保安署に置く。

(規約の改廃)

第16条 規約の改廃は、総会の決議を経て行なうものとする。

附則

- 1 この規約は、平成2年2月22日から施行する。
- 2 平成8年1月17日改正、この規約は改正の日から施行する。
- 3 平成11年10月27日改正、この規約は改正の日から施行する。
- 4 平成20年1月23日改正、この規約は改正の日から施行する。
- 5 平成27年3月20日改正、この規約は改正の日から施行する。

事 案 発 生 情 報	
平成 年 月 日	
宮津・与謝排出油等防除協議会 各位	
宮津・与謝排出油等防除協議会 会長	
☎ 0772-22-0118	
FAX 0772-22-4561	
漁等流出事案発生情報の連絡について	
1 発生日時	平成 年 月 日 時 分頃
2 発生場所	
3 発生源	
	(1) 船種
	(2) 船名
	(3) トン数
	(4) 船籍
	(5) 船舶所有者
	(6) 船体特徴
	(7) 排出箇所
	(8) 船舶の動静
	(9) その他
4 流出油等の状況 (必要に応じ輪図を付ける。)	
	(1) 種類
	(2) 量
	(3) 漂流の状況
	(4) 漂着の有無
5 発生原因	
6 応急措置の状況	
7 情報入手経路	
8 気象海象	
9 その他	
平成 年 月 日 時 分発信	発信者

宮津・与謝排出油等防除協議会 会長 殿

上記事案発生情報を確認しました。

平成 年 月 日 時

分
機関名

近隣域での油類流出事故一覧

1 平成2年1月24日(1990年)

マリタイム・ガーディニア号海難・油流出事故(排出油等防除計画資料編より転載)

リベリア貨物船マリタイム・ガーディニア号は、平成2年1月24日1600、福井県内浦港を船体修理のため、山口県下松市笠戸ドッグ向け出港した。出港後まもなく海上気象警報を受信したが、減速し西航を続けた結果、25日0014頃、京都府経ヶ岬灯台から41度5400m 付近海上で、船体に強い衝撃を受け、機関室に浸水し、航行不能となった。乗組員は同日0933全員救助されたが、船体は圧流され、同灯台から127度1600m に座礁、翌26日1200、同灯台から130度1600mの岩場に擱座し、燃料油等(C重油等916トン)の一部が流出、その後船体が破断、大量のC重油が広範囲に拡散し、しかも海上における防除措置は気象・海象の悪条件により効果的でなかったこともあり、大部分の油は若狭湾一帯の沿岸に漂着した。

本件の場合、主としてB型オイルフェンスにより対応したが、海上模様の平穏時には有効であったが、悪化すると破損した。また、油回収艇、油回収装置等は、使用海域が外洋であったため波浪が高く使用できない状況であった。

油漂着は、西は京都府久美浜、東は福井県美浜町までの、約100Km以上の広範囲に及んだが、海岸線に漂着した油については、地方自治体が主体となり防除を行なったほか、宗教団体、地元小中学生等のボランティアによる防除も行なわれた。油防除作業は、船骸が撤去されるまでの6月11日まで行なわれ、延べ出動船艇641隻、航空機109機、延べ出動人員21,429名、油回収量(水分を含む)1,156トン、使用油処理剤8,385缶、使用油吸着材1,330ケース(133,000枚)であった。

2 平成9年1月2日(1997年)

ナホトカ号海難・油流出事故(排出油等防除計画資料編より転載)

平成9年1月2日0240頃、ロシア船籍のタンカーナホトカ号(総トン数13,157トン)は、風速約20メートル、波高約6メートルの大時化の状況下、貨物油C重油19,000klを積載し中国上海からロシアカムチャツカ州ペトロパブロフスクに向け航行中、島根県隠岐諸島北北東約106キロメートルの海上において、突然船体が折損し、船尾部沈没、船首部は半没状態で漂流した。事故により折損した部分からC重油6,240kl(推定)が流出するとともに船首部が貨物油2,800klを残したまま、7日1430福井県三国町安島岬付近の海岸に漂着した。流出油は島根県から秋田県に及び日本海側の1府8県(富山県を除く)に漂着し甚大な被害をもたらした。災害発生後3ヶ月の間に活動したボランティア数は、延べ約27万人にのぼり、関係行政機関、関係地方公共団体、

民間人等により、同年8月末までに約59,000kl(砂、海水等含む)が回収された。漂着した船首部は、2月25日までに残油が抜き取られ、4月20日に撤去された。なお、沈没した船尾からは、未だ湧出油が認められ海上保安庁が定期的な監視警戒を実施している。

宮津市ナホトカ号油流出事故対策本部 平成9年1月8日から4月18日まで

3 平成14年3月31日(2002年)

アイガー号重油流出事故

事故概要

3月31日(日)3時20分頃、隠岐諸島東南東24.5km付近の海域において底引き漁船第三更賜丸(日本船78t)とアイガー号(ベリーズ船籍貨物船AIGE号2,847t)が衝突、A号は沈没した。(水深約170m)

なお、A号乗組員18名(全員中国人)は救助。

流出油の状況

積載燃料重油

A重油 17.4 キロリットル

C重油 98.5 キロリットル

関係機関の対応状況

第八管区海上保安本部に「第八管区AIGE号重油流出事故対策本部」、「舞鶴海上保安部」に「現地対策本部」を設置。(3日、8時)

京都府漁連に「府漁連A号油流出事故京都府漁業者対策本部」を設置。(4日、9時20分)

漂流油の状況(4月4日、6時20分現在)

兵庫県浜坂町の北方、約14キロの沖合いを南東端として、北西方向に長さ9キロ、幅1キロの範囲を帯状に浮遊している。漂流油は、東南東の方向に4日午後8時漂着すると予測されている。

対応状況(4月4日、6時20分現在)

- (1) 巡視船わかさ等7隻により、油回収及び航走拡散作業を開始。
- (2) 九州地方整備局「海翔丸」、舞鶴地方総監部所属掃海艇2隻が油回収を開始。
- (3) 但馬沿岸流出油災害対策協議会所属船約16隻、府漁連所属漁船35隻が出動準備中

京都府の状況(4月4日9時現在)

- (1) 漂流油の情報収集活動
- (2) 府船舶の出動準備中

宮津市の状況(4月4日9時現在)

(1)漂流油の情報収集活動

(2)油防除資器材の確認

宮津市A号重油流出事故警戒本部(4月4日16時設置)

京都府の丹後半島に漂着した重油は、4月13日までにほぼ回収された。海上で確認されていた浮遊油は、ほとんど消滅している模様。これまで水鳥等に関して、保護や回収といった情報が、得られていないことから、事態は終息しつつあるとみられる。

参照文献

日本海区水産研究所連絡ニュース 399

「アイガー号重油流出事故と日水研の対応」山澤正勝

環境省水鳥救護研修センター

貨物船 AIGE 号の沈没漏油事故について 環境省鳥獣保護業務室

4 平成16年9月8日(2004年)

発生時の状況

平成16年9月8日午前11時40分頃、宮津海上保安署から黒崎沖海上(2,300m)に漂流油が浮遊(範囲200m×100mに、10m四方の塊が点在)しており、量が少量で保安署で処理できる旨の連絡を受ける。農林水産課現場調査の結果、島陰漁港へ漂着のおそれがあるとの連絡を受ける。

警戒本部設置状況

設置 平成16年9月8日 15時

廃止 平成16年9月9日 15時

活動状況

・活動機関

宮津海上保安署、水産事務所、海洋センター、地元漁業関係者、宮津市

・使用資器材

吸着マット3,100枚(エネ研2,500枚、水産事務所300枚、宮津市300枚)

中和剤80kg(水産事務所)

その他、海上保安署も吸着マット、中和剤を使用

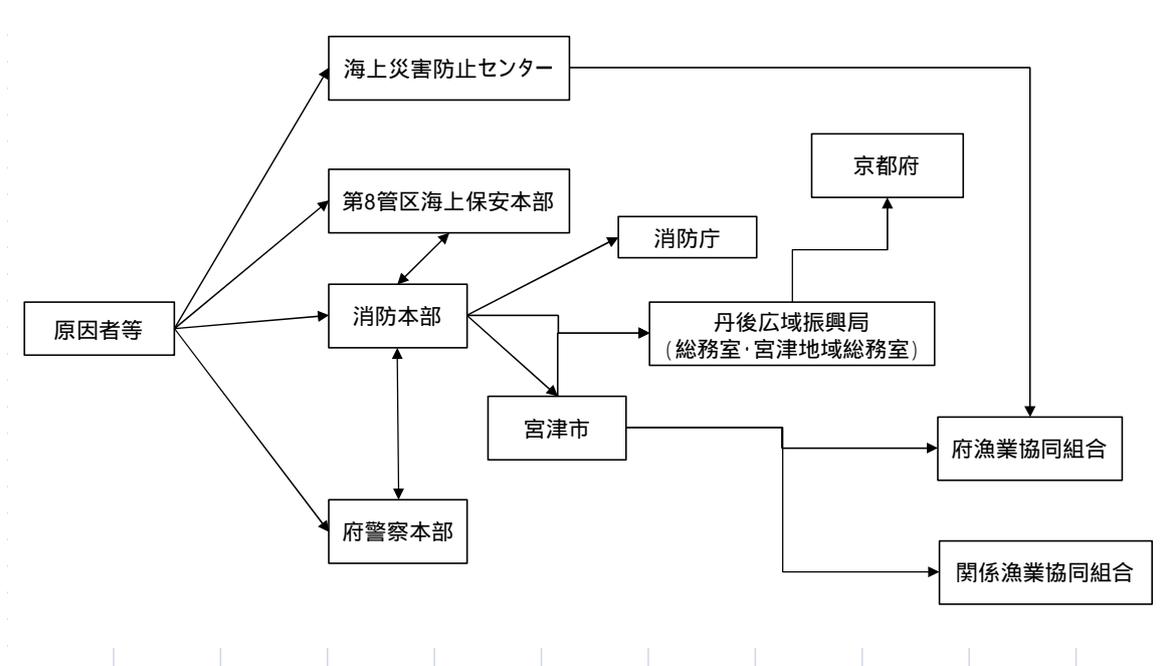
市の活動概要

9月8日 15時40分から10名体制で吸着マット及び中和剤による処理作業

16時45分からさらに10名出場

9月9日 吸着マット等の回収作業を11名体制で実施

油流出事故連絡情報系統図



関係機関通報連絡先(日本海沿岸部の関係機関)

関係機関通報連絡先(日本海沿岸部の関係機関)

	関係機関名	NTT 連絡 TEL: FAX	電話番号 連絡 TEL: FAX 【電話番号は「7」 と、電話番号「0」は省略】	備 考	
市 町 村 ・ 消 防 機 関	舞鶴市危機管理室 危機管理・防災課	(0773) 66-2889 (0773) 64-2688	841-8109 841-8100		
	宮津市 総務部 消防防災課	(0772) 45-2605 (0772) 25-2119	851-8109 851-8100		
	与謝郡与謝野町 防災安全課	(0772) 43-9011 (0772) 46-2851	853-8104 853-8100		
	伊根町 総務課	(0772) 32-0501 (0772) 32-2009	854-8101 854-8100		
	京丹後市瀬野市民局	(0772) 69-0713 (0772) 72-2602	871-8161 871-8160		
	京丹後市丹後市民局	(0772) 69-0714 (0772) 75-2150	871-8171 871-8170		
	京丹後市久美浜市民局	(0772) 69-0716 (0772) 82-2758	871-8192 871-8190		
	宮津与謝消防組合消防本部	(0772) 46-6119 (0772) 46-6122	856-8109 856-8100		
	京丹後市消防本部	(0772) 62-6119 (0772) 62-6119	872-8109 872-8100		
	舞鶴市消防本部	(0773) 65-8214 (0773) 66-2606	842-8201 842-8100		
	府 地 方 機 関	府中丹広域振興局企画総務部	(0773) 62-2500 (0773) 63-8495	840-8101 840-8100	宿直室 840-290
		府丹後広域振興局企画総務部 宮津地域総務室	(0772) 22-2700 (0772) 22-1794	850-8101 850-8100	宿直室 850-290
		府丹後広域振興局企画総務部	(0772) 62-4301 (0772) 62-5894	870-8101 870-8100	宿直室 870-290
府中丹東土木事務所河川砂防室		(0773) 42-8784 (0773) 42-7540	820-8111 820-8110	宿直室 820-490	
府丹後土木事務所河川砂防室		(0772) 22-2986 (0772) 22-3250	850-8111 850-8110	宿直室 850-290	
府中丹東保健所企画調整室		(0773) 75-0805 (0773) 76-2746	843-8105 843-8106	宿直室 843-8108	
府丹後保健所企画調整室		(0772) 62-0361 (0772) 62-4388	870-861 870-861	宿直室 870-280	
府中丹教育局総務課		(0773) 42-1200 (0773) 42-9741	820-811 820-811	宿直室 820-545	
府丹後教育局総務課		(0772) 22-2173 (0772) 22-0479	850-811 850-811	宿直室 850-290	

府 地 域 機 関	府港務局	(0773) 75-1174 (0773) 75-4375	844-8105 844-8100	休日・夜間等の電話は府中丹 広城船務局宿直室に転送
	府水産事務所 海のにぎわい課	(0772) 22-3288 (0772) 22-3289	889-8101 889-8100	宿直室 889-8102
国 の 機 関	第八管区海上保安本部 救難課	(0773) 76-4100 (0773) 76-2375	848-8101 848-8100	内線295 FAX 298 電話番号 (0773) 76-4103
	舞鶴海上保安部 警備救難課	(0773) 76-4120 (0773) 76-4120		内線381 FAX 387
	宮津海上保安署	(0772) 22-0118 (0772) 22-0118		
	近畿運輸局京都運輸支所 (舞鶴庁舎)	(0773) 75-0016 (0773) 75-0017		
	近畿地方整備局 舞鶴港務事務所	(0773) 75-0844 (0773) 78-2510		
日 本 郵 政	陸上自衛隊 第7普通科連隊	(0773) 22-4141	電話 835-8103 電話 835-8108 835-8100	内 線 225、225、202 F A X 299
	海上自衛隊 舞鶴地方総監部	(0773) 62-2250 電話(0773)62-2250 電(0773)64-5609	847-8109 847-8100	内 線 2648、2222、2223 F A X 2800
	航空自衛隊 第35警戒隊	(0772) 76-0631		内 線 206、202 F A X 228
府 本 庁 課	府災害対策課	(075) 414-4472 (075) 414-4477	700-8110 700-8102	保安室 700-8145
	府水産課	(075) 414-4994	700-4994	
	府河川課	(075) 414-5200 (075) 432-6212	700-8130 700-8133	
団 体	府漁業協同組合	(0773) 77-2200 (0773) 76-5667		
	海上災害防止センター 防災部	電話(045) 224-4315 電話(045)224-4311 (045) 224-4312		
	* 京都府連絡事務所 (坂野港連絡委託)	(0773) 75-5385 (0773) 75-5681		

資料編 事石 4-01-01「流出油防除機材備蓄一覧表」

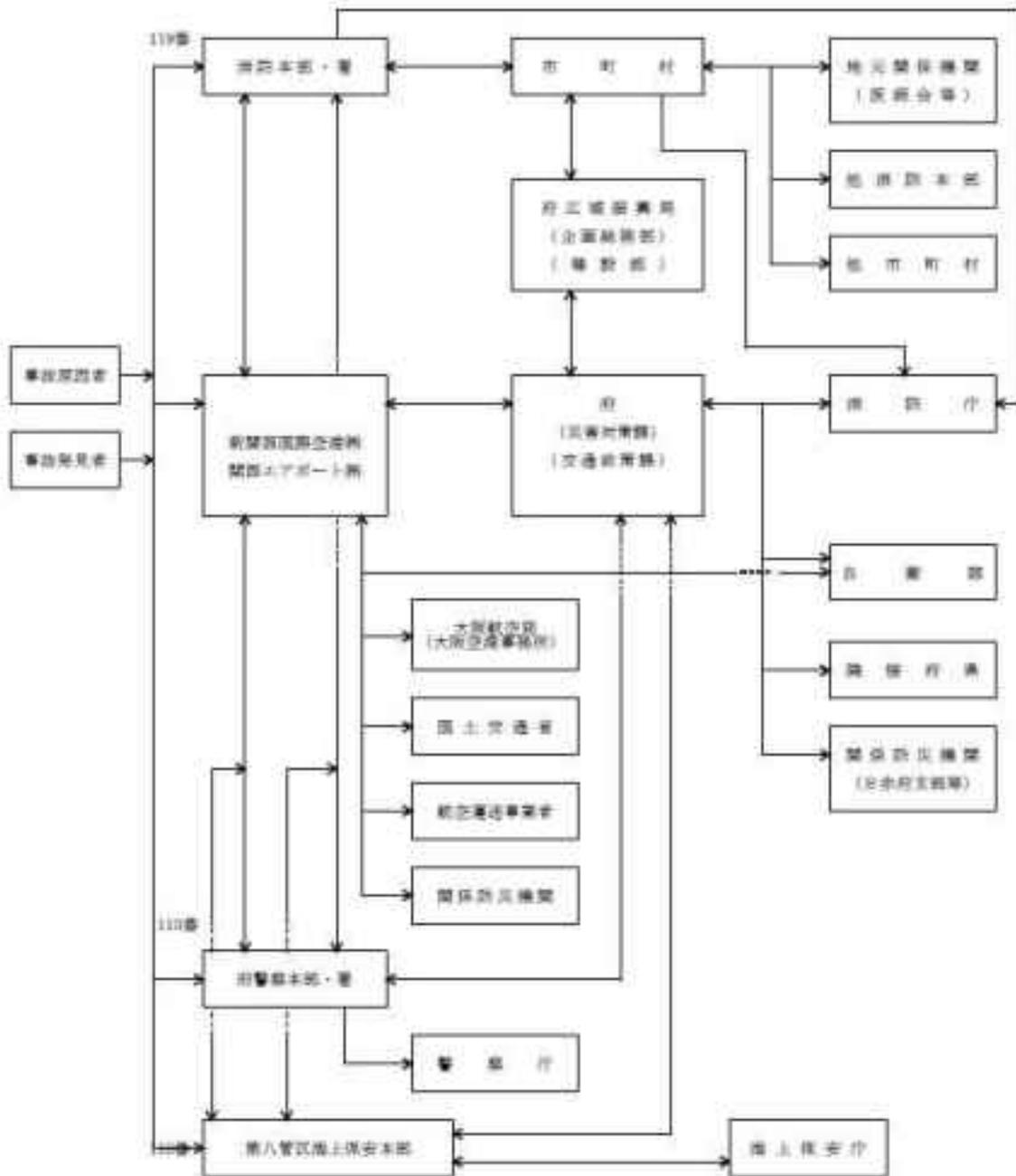
[消防防災課]

(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表(その1) (平成29年4月1日現在)

所在地	備蓄事業所(機関)名	オイルフェンス (m)	吸着材		処理剤		備考
			種類	数量	種類	数量	
舞鶴市	舞鶴海上保安部	300	吸着マット	1,000枚	乳化分散剤	4,500L	
"	京都府港湾局	6,760	吸着マット	336kg	油粘剤	2,460L	
"	舞鶴市消防本部	60	吸着マット	640枚	-	-	
"	二重取水場	40	-	-	油処理剤	8L	
"	上福井浄水場	-	吸着マット	44枚	油処理剤	4L	
"	関西電力舞鶴発電所	1,600	吸着マット	910kg	乳化分散剤	900L	数量は最低保有量
"	舞鶴市消防本部	-	バーライト	390kg	-	-	
"	京都府漁業協同組合	300	吸着マット	182kg	-	720L	
"	日立造船舞鶴工場	1,600	吸着マット	200kg	-	360L	
"	日本橋硝子舞鶴工場	1,820	吸着マット	68kg	-	120L	
"	新野海運社	300	-	-	-	-	
"	日本通運舞鶴支店	200	-	-	-	-	
"	新日本海フェリー舞鶴支店	300	吸着マット	170kg	-	380L	
宮津市	宮津海上保安署	-	吸着マット	200枚	乳化分散剤	180L	
"	京都府立水産事務所	-	吸着マット	1,834枚	油処理剤	414L	
"		-	吸着マット	5巻(10kg)	-	-	
"	宮津市役所	-	吸着マット	400枚	油処理剤	-	
"	宮津市消防組合宮津分署	-	吸着マット	100kg	油処理剤	18L	
"	宮津市消防組合宮津分署	-	ACライト	50kg	-	-	
"	宮津市消防組合宮津分署	-	吸着マット	100kg	油処理剤	18L	
"	宮津市消防組合宮津分署	-	ACライト	50kg	-	-	
"	関西電力舞鶴エネルギー研究所	680	吸着マット	340kg	乳化分散剤	708L	数量は最低保有量
"	関西電力舞鶴エネルギー研究所	-	バーライト	773kg	-	-	
"	京都府漁業協同組合宮津支所	40	吸着マット	17kg	油処理剤	90L	
"	京都府漁業協同組合養老支所	-	吸着マット	120kg	-	30L	
"	日本冶金工業株式会社	30	吸着マット	200kg	油処理剤	40L	
"	宮津油輪運輸株式会社	180	吸着マット	10kg	油処理剤	280L	
"	金下建設株式会社	140	吸着マット	150枚	油処理剤	190L	
"	丹波海防交通株式会社	-	吸着マット	100枚	油処理剤	18L	
"	西三洋商事株式会社	100	吸着マット	100kg	油処理剤	300L	
"	熊井長祐	100	吸着マット	100枚	乳化分散剤	72L	
"	中村石油株式会社	1,320	吸着マット	30kg	-	-	
与謝野町	与謝野町加悦庁舎	40	吸着マット	1,000枚	-	-	
"	与謝野町役場	200	吸着マット	300枚	油処理剤	342L	
"	宮津市消防組合加悦谷分署	-	吸着マット	100kg	油処理剤	18L	
"	宮津市消防組合加悦谷分署	-	ACライト	50kg	-	-	
"	足立石油株式会社	-	吸着マット	100枚	-	180L	
"	富野石油株式会社	-	吸着マット	20枚	-	20L	
"	熊井洋行海防油剤	-	-	-	-	36L	
"	与謝野町野田川庁舎	-	吸着マット	500枚	-	-	
伊根町	伊根町役場	500	吸着マット	6,500枚	-	-	
"	宮津市消防組合磯北分署	-	ACライト	50kg	油処理剤	18L	
"	宮津市消防組合磯北分署	-	吸着マット	50枚	-	-	
"	京都府漁業協同組合伊根支所	300	吸着マット	102kg	油処理剤	83L	
京丹後市	京丹後市役所	40	吸着マット	800枚	-	-	
"	丹波広域消防組合福山消防署	20	吸着マット	200枚	-	270L	
"	京丹後市網野庁舎	-	ACライト	80kg	-	-	
"	京丹後市網野庁舎	-	吸着マット	2,000枚	-	360L	
"	京都府水産事務所	1,900	吸着マット	4,140枚	-	-	
"		-	吸着マット	5巻(10kg)	-	-	
"	京丹後市網野庁舎	-	吸着マット	700枚	-	-	
"	京丹後市網野庁舎	-	吸着マット	150枚	-	-	
"	京丹後市久美川庁舎	-	吸着マット	332枚	乳化分散剤	34L	
亀岡市	西日本旅客鉄道舞鶴支店	-	吸着マット	50枚	油処理剤	1.8kg	

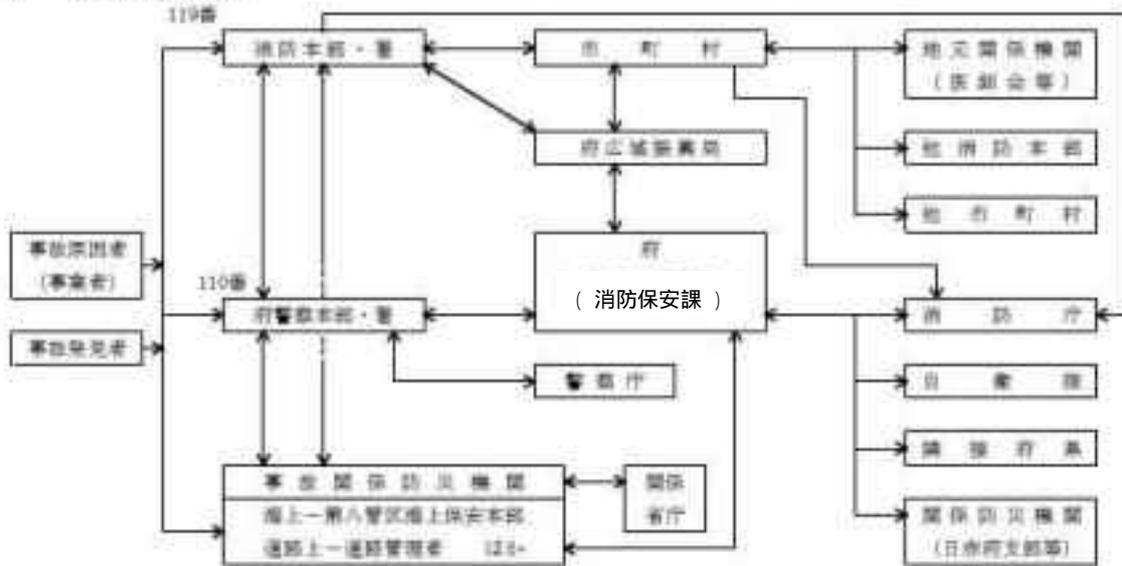
所在地	備蓄事業所(機関)名	オイルフェンス (m)	吸着材		処置剤		備考
			種類	数量	種類	数量	
綾部市	綾部市消防本部	-	吸着マット	90枚	-	-	
			ACライト	80kg	-	-	
#	大山産業㈱	-	吸着マット	100枚	乳化分散剤	90L	
#	興隆書業工業㈱	30	吸着マット (長尺タイプ)	30m×3	-	-	
#	大塚ポンプ㈱	-	吸着マット	300枚	-	90L	
福知山市	福知山市役所	20	吸着マット	100枚	乳化分散剤	2L	
			吸着マット (ロール式)	100m			
			バーライト	100kg			
#	福知山市消防本部	-	吸着マット	300枚	乳化分散剤	60L	
#	福知山市大江支所	-	-	-	油吸着剤	12L	
京丹波町	京丹波町役場	-	オイルキット	300枚	油吸着剤	12L	
#	京都中部広域消防組合丹波出張所	-	ACライト	10kg	-	-	
#	京丹波町瑞穂支所	-	吸着マット	200枚	-	-	
#	村上製菓(和知営業所)	-	吸着マット	6枚	-	-	
鹿丹市	京都中部広域消防組合鹿山出張所	-	ACライト	10kg	-	-	
			吸着マット	13枚	-	-	
#	京都中部広域消防組合栗部消防署	-	ACライト	90kg	-	-	
#	京都中部広域消防組合八木出張所	-	バーライト	0.3m	-	-	
ACライト			40kg	-	-		
#	鹿丹市日吉支所	-	吸着マット	100枚	油吸着剤	12L	
亀岡市	京都中部広域消防組合亀岡消防署	-	吸着マット (ロール式)	92m	-	-	
			バーライト	0.42m			
			ACライト	110kg			

情報連絡系統圖

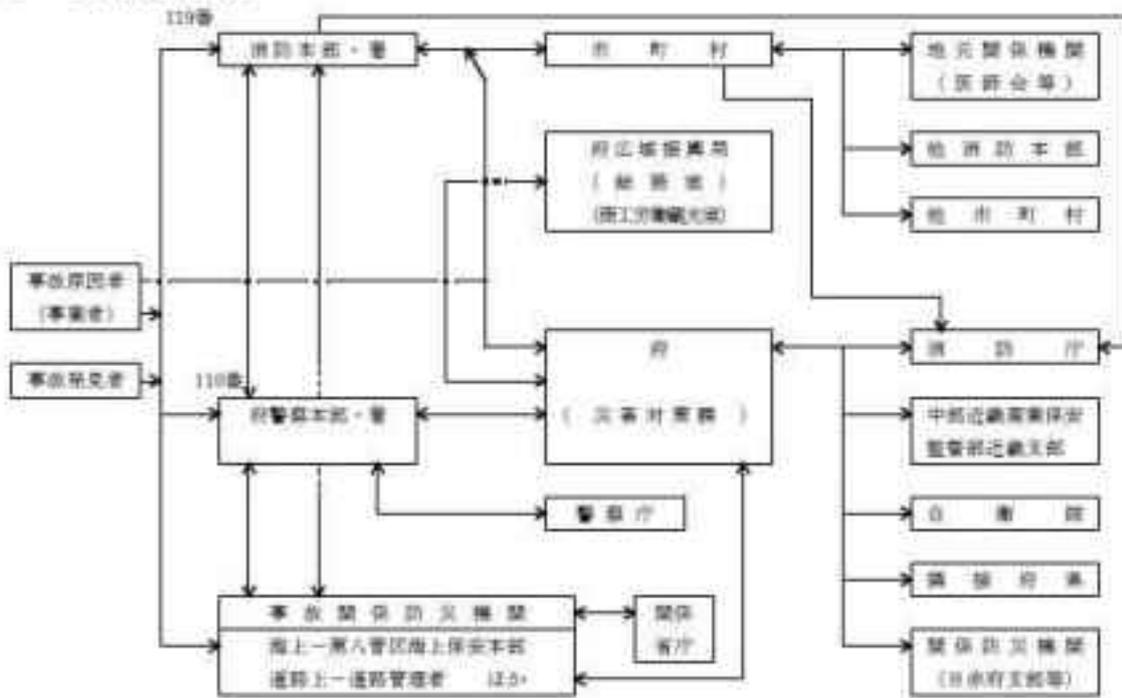


情報連絡系統圖

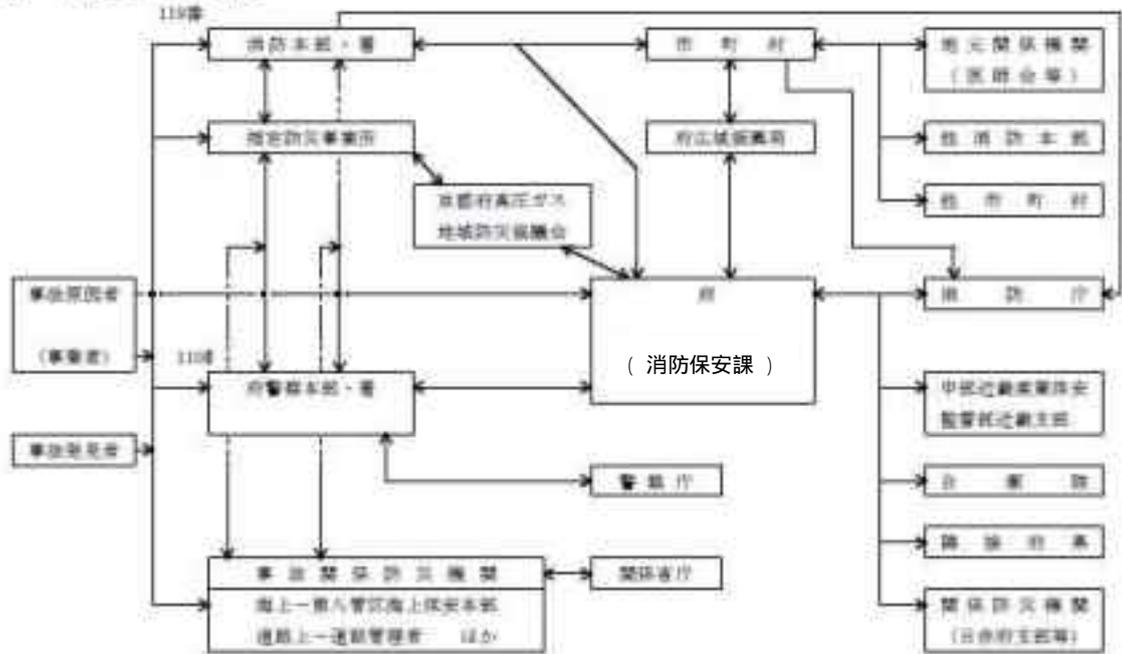
1 危險物事故



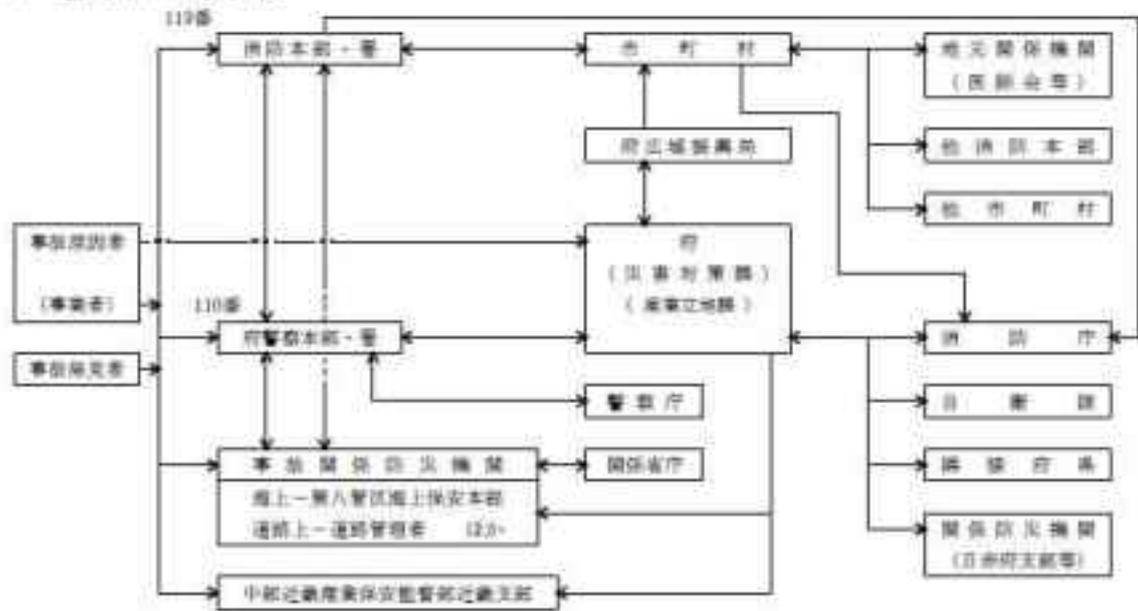
2 火薬類事故



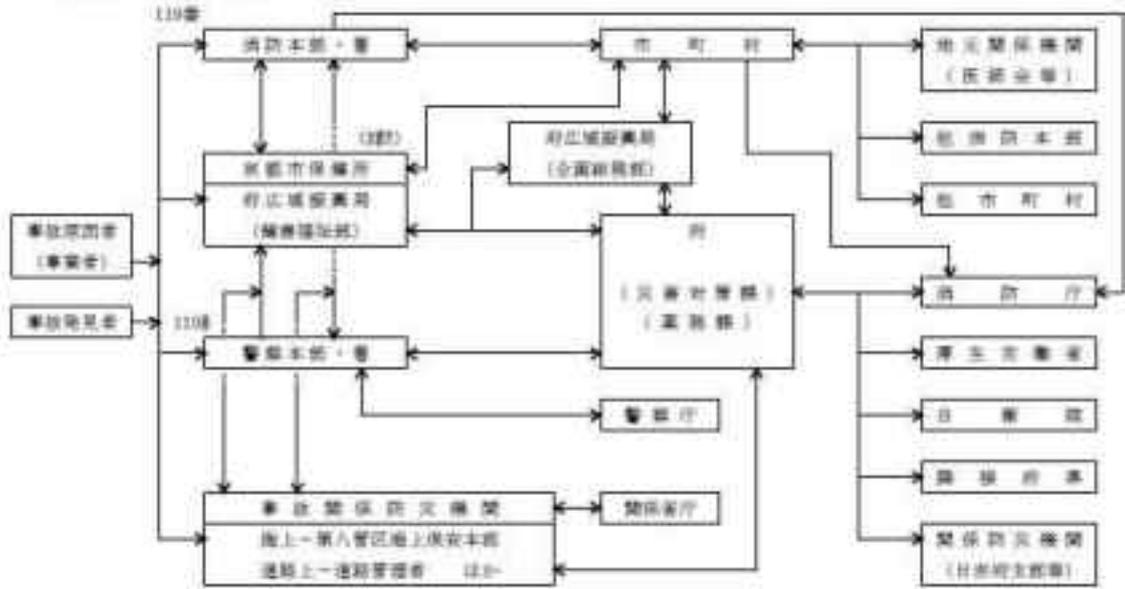
3 高压ガス事故



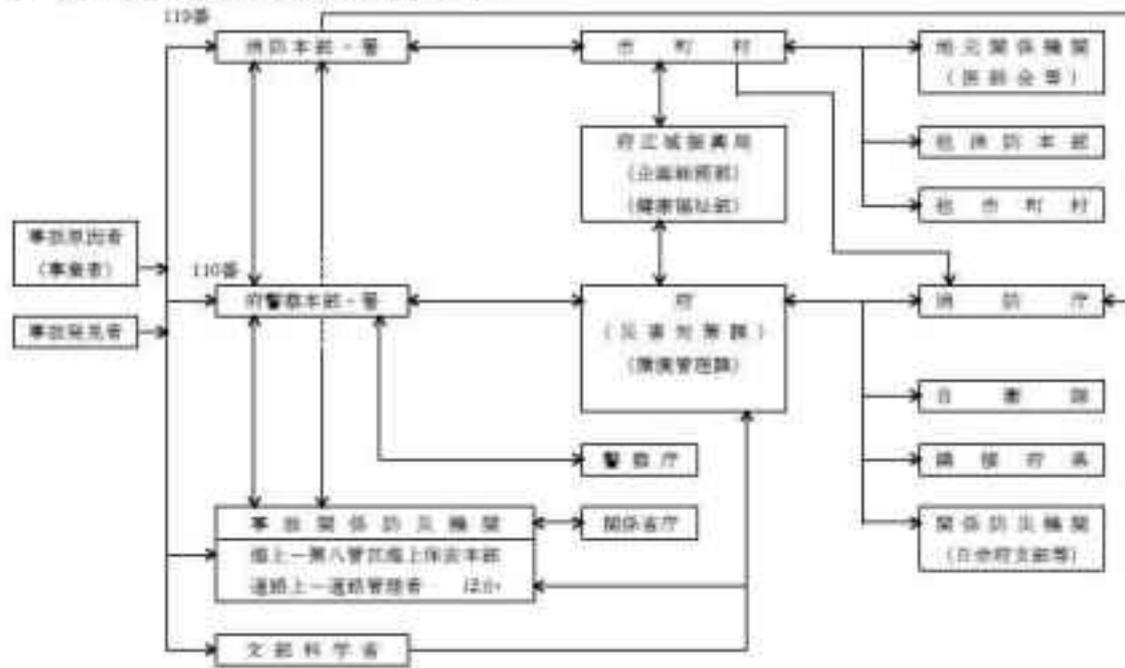
4 都市ガス等事故



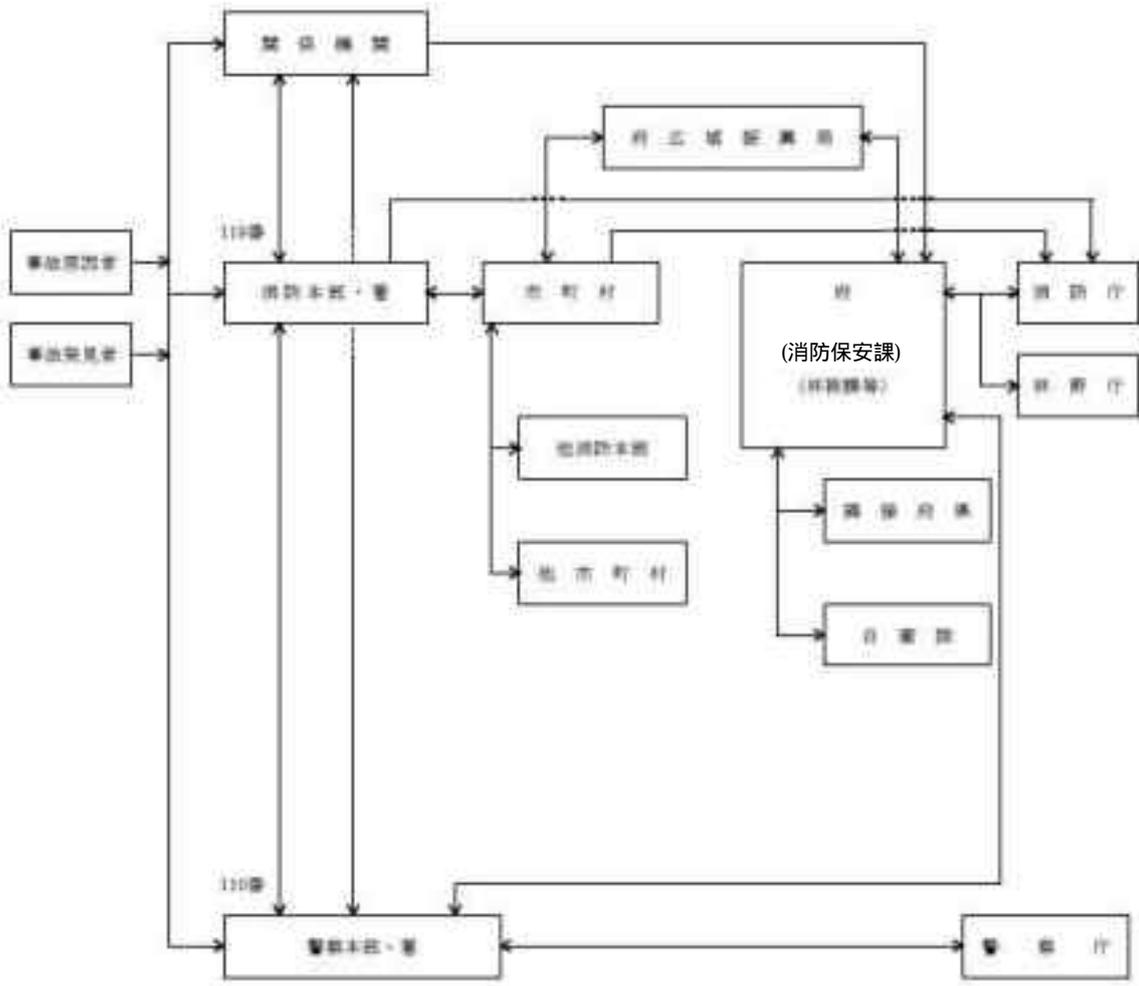
5 毒物・劇物事故



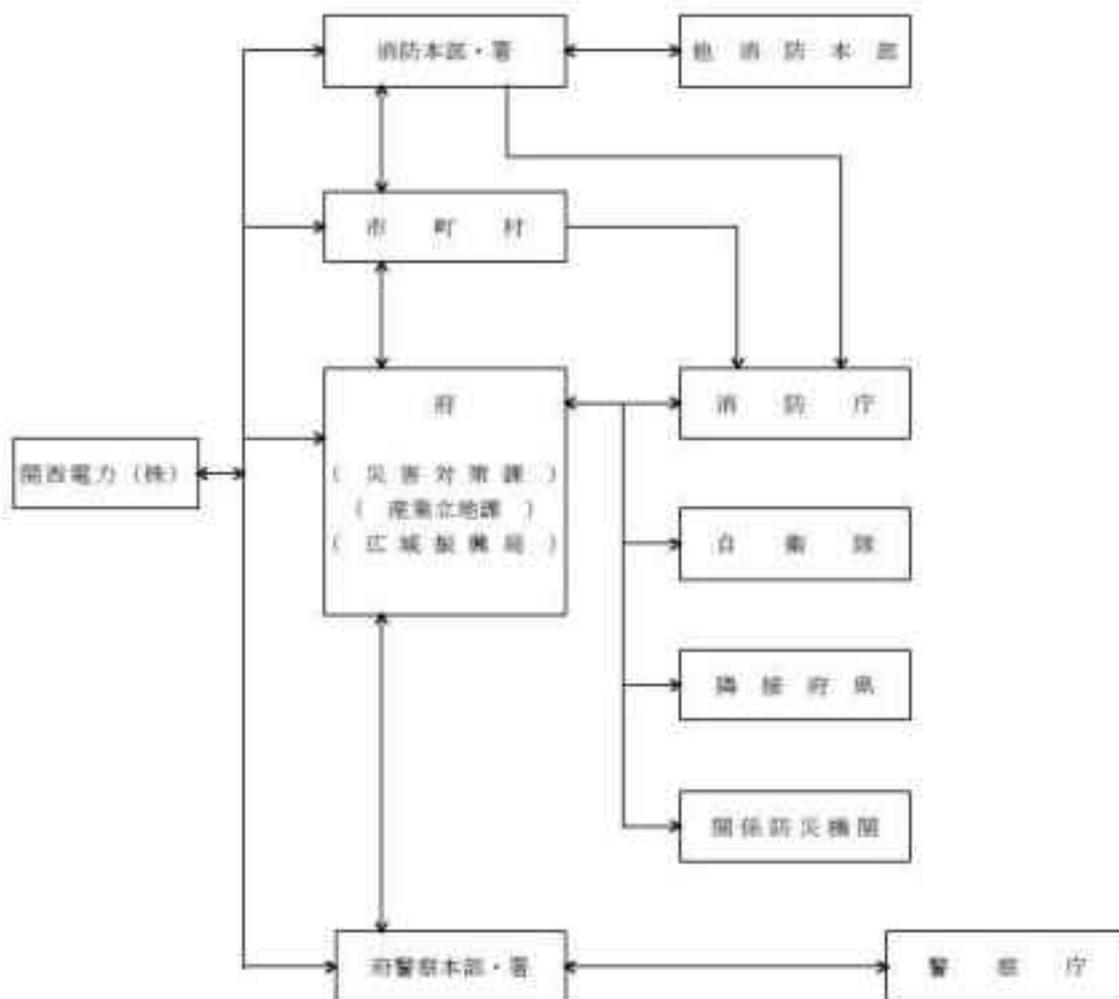
6 原子力発電施設以外の放射線障害



情報連絡系統圖



情報連絡系統図



※ 関西電力(株) 高圧発電所・大規模発電所の事故に伴う情報連絡系統図は、京都府地域防災計画 原子力災害対策編によるものとする。